第３次

千代田区子ども読書活動推進計画（案）

令和元年　月

千代田区

目　　次

Ⅰ　子ども読書活動推進計画とは・・・・・　１
１　目　　的　・・・・・・・・・・・　１
２　経　　緯　・・・・・・・・・・・　１

Ⅱ　第２次計画の成果と課題・・・・・・・　３
１　成　　果　・・・・・・・・・・・　３
２　課　　題　・・・・・・・・・・・　４

Ⅲ　第３次計画の基本的な考え方・・・・・　５
１　目　　標　・・・・・・・・・・・　５
２　基本的な視点　・・・・・・・・・・・　６
３　実施期間　・・・・・・・・・・・　６

Ⅳ　具体的な取組み・・・・・・・・・・・・　７
１　子どもの成長過程に応じた取組み　・・・・・・・・・・・　７
２　読書環境の整備・充実　・・・・・・・・・・・　23
３　広報・啓発活動　・・・・・・・・・・・　26
４　子どもの読書活動に関わる人材の育成と活動支援　・・・・・・・・・・・　29

Ⅴ　参考資料・・・・・・・・・・・・・・　31
・子どもの読書活動の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・　31
・文字・活字文化振興法　・・・・・・・・・・・　33

Ⅰ 子ども読書活動推進計画とは

1 目　　的

子どもは、大人とともに社会を構成する一員として、また未来の社会の担い手として、健やかに育っていくことが期待されています。読書は、子どもの精神的な成長にとって不可欠なものであり、「児童の権利に関する条約」等の趣旨を踏まえ、大人が子どもの読書環境を整備することは、社会的な責務です。子どもの読書活動の推進は、家庭、地域、学校、行政、企業など、社会全体で支えていく必要があります。

千代田区は、世界有数の出版関連産業の集積地です。その特性を活かし、子どもの読書活動の発展に区全体で取組んでいくことを目指して、「千代田区子ども読書活動推進計画」を定めます。

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項の規定に基づく計画であり、千代田区における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組みを示すものです。

2 経　　緯

子どもの表現力、論理的思考力、想像力等を育てるうえで、読書は不可欠であり、乳幼児・児童期における読書習慣の形成は、青年期以降の社会生活の基盤として重要な役割を果たすと考えられています。こうした考えを受けて、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国、都道府県、市区町村の各レベルで、子どもの読書活動推進に係る計画の策定とその具体的な施策の展開が始まりました。

これに加え、出版メディア環境の変化や読書を含めた出版文化の振興の重要性についても、注目が高まり、平成 17 年には「文字・活字文化振興法」が制定され、出版・読書に関わる各分野の関係者の協力を得て、「財団法人文字・活字文化推進機構」が設立されました。

千代田区では、こうした状況を受け、区民・昼間区民を問わず、子どもから大人までの読書活動の普及・発展、世界有数の出版関連産業の集積地といわれる区の特色を生かした出版文化の振興を目的として、平成 19 年３月に「千代田区子ども読書活動推進計画」を、平成 26 年３月に「第２次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取組んできました。今回、第２次計画の計画期間が終了したことから、これまでの成果と課題を踏まえ、今後の施策の基本方針と具体的方策を明らかにします。

読書活動推進に関する状況の推移(参考)

平成 13 年度	子どもの読書活動の推進に関する法律　制定
平成 14 年度	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画　閣議決定
平成 15 年度	東京都子ども読書活動推進計画　策定
平成 17 年度	文字・活字文化振興法　制定 財団法人文字・活字文化推進機構　設立
平成 18 年度	第１次千代田区子ども読書活動推進計画　策定
平成 19 年度	第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画　閣議決定 区立千代田図書館　リニューアルオープン
平成 20 年度	平成 22 年を「国民読書年」とする旨、国会決議 第二次東京都子ども読書活動推進計画　策定
平成 23 年度	区立日比谷図書文化館　オープン 区立四番町図書館　リニューアルオープン
平成 24 年度	第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画　閣議決定
平成 25 年度	第２次千代田区子ども読書活動推進計画　策定
平成２６年度	学校図書館法　改正 第三次東京都子ども読書活動推進計画　策定
平成２７年度	千代田区子ども読書活動調査　開始
平成３０年度	第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画　閣議決定
令和元年度	第３次千代田区子ども読書活動推進計画　策定

Ⅱ 第２次計画の成果と課題

千代田区では、第２次計画に基づき、平成２６年４月から５年間、家庭、学校、図書館、出版関連団体をはじめとする、区内の数多くの団体と協力・連携し、子どもの読書活動の推進に向け、様々な取組みを行ってきました。

第３次計画の策定にあたり、はじめにその取組みの成果と課題を検証します。

１ 成　　果

（１）子どもたちへの読書活動支援の充実

- 平成２８年度から、千代田図書館、四番町図書館に加え、神田まちかど図書館でも「おはなし会」を開催し、読書に親しむ機会を増やしています。
- 平成２９年度には、千代田図書館において中高生専用ルームと専用席を設置し、中高生の図書館での利用環境の充実をはかりました。
- 学校支援活動では、学校支援担当司書が区立の小学校・中学校・保育園・児童館・幼稚園・こども園を定期的に訪問し、読書活動に関わる具体的、直接的な働きかけを行っています。学校支援活動では、読み聞かせやブックトーク、図書館オリエンテーションのほか、授業支援、学校図書館の蔵書構築の支援など、様々な活動を実施しました。

＜学校等支援の延べ実施回数＞

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
司書派遣回数 （小学校・中学校(週３回)、保育園・児童館・幼稚園・こども園(月２回)）	1,659 回	1,616 回	1,659 回	1,639 回	1,655 回

（２）千代田区子ども読書調査の実施

平成２７年度から、区立学校の子どもたちの読書の現状や変化を把握するため、毎年、区立小・中、中等教育学校（前期）の児童・生徒を対象に「子ども読書調査」を実施しています。小学生・中学生とも読書が好きな割合に大きな変化はありませんが、小学生の不読率は減少傾向にあります。

調査結果は、区ホームページにて公開するとともに、各校と結果を共有し、読書活動の推進に取り組んでいます。

質問	回答	区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
読書の好き嫌い	好き・どちらかというと好き	小学生	87.1%	89.4%	88.1%	87.4%
		中学生	79.4%	76.0%	81.9%	76.7%
	嫌い・どちらかというと嫌い	小学生	12.2%	9.4%	10.3%	11.1%
		中学生	19.6%	23.7%	17.4%	23.3%
前の月に読んだ本の冊数	10 冊以上	小学生	47.8%	52.0%	50.9%	50.3%
		中学生	11.3%	12.8%	15.7%	12.9%
	4～9 冊	小学生	24.7%	25.9%	23.2%	28.0%
		中学生	18.9%	23.0%	18.1%	15.3%
	1～3 冊	小学生	20.6%	18.4%	19.4%	17.7%
		中学生	55.0%	48.6%	47.1%	56.1%
	0 冊	小学生	4.4%	3.1%	4.1%	1.7%
		中学生	14.4%	14.9%	17.7%	13.9%

第４回千代田区子ども読書調査報告書より抜粋

（３）区内私立学校との協力・連携の進展

区内の公立・私立学校の児童・生徒を対象とした「出張読み聞かせ講座」を開催するほか、希望する私立学校へは、ブックリストやイベント情報などの読書活動に関する情報提供を行っています。

2 課　　題

（１）特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

図書館で行う特別支援のサービスについては、実際の利用実績は少ないため、周知に取組むとともに、ニーズの把握や情報交換を行い、必要な支援を検討し、実用化する必要があります。

また、支援対象に知的障害、身体障害だけでなく、発達障害や外国語を母国語とする子どもたちも含め、必要な支援に取組んでいく必要があります。

（２）子どもを取り巻く大人への支援

講座や講演会等の実際の場を使った取組み以外にも、千代田区立図書館ホームページや学校等の関係機関を通じた幅広い情報提供のあり方を考えつつ、家庭や地域における支援を行う必要があります。

（３）ボランティア活動の支援

読書ボランティアの地域での活動の場や機会の提供が広げられていないため、区内施設などとの連携により活動範囲を広げていくことが求められています。

Ⅲ 第３次計画の基本的な考え方

１ 目　　標

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

千代田区は、すべての子どもたちが本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさに気づき、主体的な読書習慣を形成していくために、第２次計画の成果と課題を踏まえ、以下の目標の実現に努めます。

（１）読書の楽しさ、素晴らしさにふれる

読書活動の推進には、子どもの読書意欲を喚起させることが重要です。そのためには、子どもが本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさにふれることが何より大事です。子どもの成長過程に応じた様々な取組みを進めます。

（２）読書の大切さを知る

千代田区には、本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさを実感できる機会がたくさんあります。様々な手段を通じて多くの人にこの機会を伝え、読書体験を促して行きます。

（３）読書環境をみんなで支える

読書意欲を喚起させるには、読書環境も大切です。家庭、地域、学校、行政、企業がそれぞれの強みを活かし、協力・連携を「深め」、様々な取組みを進めます。

また、子どもの読書活動の推進には、本と子ども、そして子どもを取り巻く大人を結びつける「人」の存在が不可欠です。様々な場面で活躍する、読書活動の推進に関わる人材を育成します。

2 基本的な視点

千代田区は、国の機関や国の経済活動をけん引する大企業、大学・ミュージアム等の学術・文化機関が集中し、出版社、新聞社、書店、古書店などの出版関連産業も世界的に例がないレベルで集積しているという特色があります。また、区立小・中学校、中等教育学校のほか、多くの私立学校があり、児童・生徒が通っています。

千代田区には他の自治体には見られない多くの特色があり、その特色を最大限に活かすため、第３次計画では、以下の点を基本的な視点として採用します。

（１）　乳幼児・小中高校生を中心に、子どもの成長過程に応じたきめ細かい読書活動推進に向けた取組みを行います。

（２）　子どもだけでなく、子どもを取り巻く大人も視野に入れ、読書活動の啓発を効果的に行います。

（３）　区の特色を活かし、民間区民も対象として、家庭、地域、学校等と協力・連携を図りながら、読書振興に取り組みます。

（４）　読書時間や読書冊数の増加といった読書活動の数値目標の達成を目的とするのではなく、読書振興につながる読書環境の改善と発展を目指します。

3 実施期間

第３次計画は、第２次計画により達成された成果をより一層充実させていくことを基本に、社会状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行いながら、令和元年度から令和５年度までの概ね５年間とします。

Ⅳ 具体的な取組み

第３次計画では、第２次計画で目標にあげた取組みをベースに、特別な支援を必要とする子どもへの取組みや、子どもを取り巻く大人の読書活動の推進及びボランティア等との連携等の新規の施策を盛り込み、具体的な取組みをまとめました。

1 子どもの成長過程に応じた取組み

1 乳幼児の読書活動

乳幼児期は、言葉の発達が著しく、他者とのコミュニケーション能力を身につけ、創造力を広げる時期です。この時期に本を通じて楽しい経験をすること、本に親しむことは、子どもの言葉を育てるだけでなく、心や想像力を豊かなものにします。

また、乳幼児の読書には、保護者の関与が不可欠です。本を通じて親子の楽しい経験、ふれあいの時間をつくり、保護者にも改めて本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさを実感してもらえる、本を通じた親子の絆を深める活動を進めていきます。

１ ブックスタートとフォローアップ	継　続
２ 子育て・教育関連施設への司書の訪問	継　続
３ 区立図書館等でのおはなし会の開催	継　続
４ おすすめ図書資料の紹介	継　続
５ 保護者・教職員向けの支援	継　続
６ 団体貸出	継　続
７ リサイクル本の活用促進	新　規

1 ブックスタートとフォローアップ　　継　続

千代田図書館では、ブックスタート、フォローアップを通じて、本との楽しい出会い、親子のふれあいの時間を作るきっかけを提供していきます。

場所：千代田保健所（ブックスタート）　　回数：月１～２回
場所：区立児童館（フォローアップ）　　回数：随　時

○ ブックスタートとは

・赤ちゃんと保護者が一緒に本を楽しむことにより、本を通じた楽しい経験や、親子のふれあいの時間を作るきっかけを提供する活動です。

○ ブックスタート ～ 司書おすすめ絵本「ブックスタートパック」の配布

・千代田保健所で実施している毎月の３～４か月児健診を利用し、司書おすすめの絵本が入った「ブックスタートパック」を配布します。

○ フォローアップ

・「ブックスタートパック」配布後も、継続した働きかけを続けることで幼児期から学童期への読書活動へと発展させていくことができます。
・フォローアップとして、学校支援担当司書が、月２回児童館を訪問し、読書相談や読み聞かせなどを行います。

2 子育て・教育関連施設への司書の訪問　　継　続

学校支援担当司書が区立のすべての保育園・児童館・幼稚園・こども園を訪問し、幼児に本との出会いの機会、本の楽しさを実感する機会を提供します。

場所：区立のすべての保育園・児童館・幼稚園・こども園　　回数：月２回

○ 読み聞かせ

・　毎月２回、子どもの成長過程に適した本を選び、読み聞かせを行います。

○ 利用指導

・　「本を大切にする」「決まった場所に戻す」など、基本的な本の使い方や図書館の利用指導も取り入れ、小学校入学後の読書活動に結びつけています。

○ 読書相談

・　年齢に合わせた本の選び方など先生や保護者の読書相談に応じていきます。

3 区立図書館等でのおはなし会の開催　　継　続

区立図書館では、おはなし会を開催し、子どもたちに本との出会いの機会、本の楽しさを実感する機会を提供していきます。

場所：千代田・四番町図書館・神田まちかど図書館

○ おはなし会の開催

- 千代田図書館(月１回)、四番町図書館(週１回程度)、神田まちかど図書館（不定期）で乳幼児向けにおはなし会を行います。
- 区立図書館のほか、区立児童館でも随時おはなし会を実施します。

4 おすすめ図書資料の紹介　　継　続

乳幼児をもつ保護者を対象に家庭での読み聞かせにおすすめの本を紹介する「おはなしトレイン」を発行し、子育てへの絵本の活用を提案していきます。

○ 幼児向けブックリスト「おはなしトレイン」の発行

- 学校支援担当司書は、乳幼児向けのブックリスト「おはなしトレイン」（乳幼児版）を夏休みと冬休み前の年２回発行し、司書おすすめの本を年間約 20 冊紹介します。
- 「おはなしトレイン」は、区立保育園・児童館・幼稚園・こども園で配布していきます。

5 保護者・教職員向けの支援　　継　続

千代田区子ども読書調査では、小学校入学前に本を読んでもらった経験がある子どもが、読書好きや読書の冊数が多いという結果がでています。絵本を読んでもらい、その楽しさを共有する体験が大切です。

乳幼児をもつ保護者や保育園・児童館・幼稚園・こども園の教職員など、乳幼児を取り巻く大人へ、本を通じた子どもへの働きかけを提案していきます。

○ 講座・講演会の開催

- 区立の保育園・児童館・幼稚園・こども園で保護者・教職員向けに、子どもの年齢に合わせた絵本の選び方の説明や、絵本を活用した読書活動の重要性を伝える「絵本講座」や、「読み聞かせ講座」を行っていきます。
- 「親子おはなし会」など、大人にも読み聞かせを体験してもらう機会をつくり、家庭での読み聞かせを呼びかけていきます。
- 日比谷図書文化館においては、その立地特性を活かし、保護者向けの読み聞かせ指導や、読み聞かせ本の選書方法などを学ぶ講座を実施していきます。

6 団体貸出　　継　続

○ 区立図書館所蔵図書資料の団体貸出

- 区立図書館では、保育園などの子育て・教育関連施設や各種団体を対象に所蔵図書資料の貸出を行います。

  区立の保育園・児童館・幼稚園・こども園は、最大４週間、１申込につき50冊

  その他の施設・団体は、最大４週間、30冊まで。※団体登録要件あり。
- 区立図書館では、保育園などの教育関連施設の読書活動にも対応できる資料を図書館の蔵書構成に反映させて収集するなど、蔵書の充実を推進します。

7 リサイクル本の活用促進　　新　規

○ 支援先施設へのリサイクル本の提供

- 学校支援担当司書の支援先施設において、寄贈を受けたり除籍となった本をリサイクル本として、本を必要とする施設へ提供を行います。

2 小学生の読書活動

小学生は、大人から読み聞かせを受けていた時期から、自分で本を選び、読めるようになる時期への移行期にあたります。子どもの読書習慣を育むうえで、この時期に本に対する親しみを深め、読書への関心を高めるとともに、読書の幅を広げていくことが重要です。

そのためには、小学生の子どもを取り巻く大人が小学生の読書活動のもつ意義をよく理解し、学校だけではなく、行政、家庭、地域が協力・連携し、子どもの読書を支援する活動が必要になります。

1 学校支援		継　続
2 学校ごとの取組み		継　続
3 夏休み「こども一日図書館員」		継　続
4 ちよだジュニア文学賞		継　続
5 おすすめ図書資料の紹介		継　続
6 保護者・教職員向けの支援		継　続
7 学校図書館連絡会		継　続
8 団体貸出	＜再　掲＞	継　続
9 イベントを通じた読書活動		継　続
10 リサイクル本の活用促進	＜再　掲＞	新　規

1 学校支援　　継　続

学校支援担当司書がすべての区立小学校を訪問し、学校と協力・連携し、児童の読書習慣を培うため、様々な取組みを行います。

情報リテラシー教育の一環として、図書館の利用方法や参考図書の使い方などを指導するオリエンテーションの実施や、調べ学習などへの支援を積極的に行います。

場所：区立のすべての小学校　　回数：週３回

○ 授業支援

- 授業支援は、教職員・児童と資料を結びつける取組みです。学校支援担当司書は、授業に用いる資料の用意、調べ学習のサポートなどを通じて、授業支援を実施します。

学校支援担当司書が授業にも参加し、児童と接しながら児童と本を結びつけるフロアーワークを行います。

- 様々な図書資料や情報ツールを紹介し、多様な支援を実施していきます。

○ 図書館利用のオリエンテーション

- 図書館の活用方法を覚えることは、生涯を通じて自己学習の基礎となります。学校支援担当司書は、図書館の利用方法、参考図書の使い方など、学年に応じた図書館の活用方法を「図書館オリエンテーション」として指導します。
- 「図書館オリエンテーション」により、学校図書館の利用促進や、図書館の活用の定着につなげます。

○ ブックトーク・読み聞かせ

- ブックトークとは、あるテーマに沿って、複数の本を関連付けながら紹介していく手法です。小学校では、効果的な調べ学習を進めるため、また、授業で扱った読み物に関連した本へ興味を広げるためなどに活用されます。
- 児童を対象に絵本の読み聞かせを行い、普段自分では手に取らないような絵本との出会いも含め、物語の面白さや魅力に触れる機会を設けています。
- ブックトークや読み聞かせを通じて、児童たちの本への関心を高めていきます。

○ 読書相談

- 学校支援担当司書が、児童からの読書相談に積極的に対応していきます。

2 学校ごとの取組み　　継　続

区立小学校では、児童の読書習慣を培うため、学校ごとに様々な取組みを行っています。例えば、小学校では、様々な分類の本を読み、ビンゴを目指す「読書ビンゴ」や、友達にお勧めしたい本を葉書に書いて投函すると図書委員が配達してくれる「読書ゆうびん」などの取組みを行っています。

今後も学校と連携を取りつつ、計画・実施していきます。

3 夏休み「こども一日図書館員」　　継　続

○ こども一日図書館員

- 四番町図書館では、図書館の仕事の体験を通じて図書館をより身近に感じ、本に親しんでもらうため、夏休み期間中、小学３年生から６年生の児童を対象に「こども一日図書館員」を実施します。

・　児童は、カウンターでの図書の貸出・返却業務、図書の整理など、図書館員として図書館の仕事を体験します。

4 ちよだジュニア文学賞　　継　続

○「ちよだジュニア文学賞」

・　子どもの活字離れが深刻化するなかで、区内在住・在学者及び区内在住・在学・在勤者の家族・知人の小中学生を対象に、本の街・神保町のある千代田区から、小さい頃から活字に触れてもらうきっかけづくりとして、区は平成 18 年度に「ちよだジュニア文学賞」を創設しました。

○　応募方法

・　小学生の応募原稿は原稿用紙 10 枚程度とし、夏休み期間中に執筆に取組めるよう、募集期間は５月頃から９月上旬までを予定しています。

・　募集要項は、毎年５月頃、区のホームページや「広報千代田」などで発表します。

＜過去の実績＞

	第９回 (平成 26 年度)	第 10 回 (平成 27 年度)	第 11 回 (平成 28 年度)	第 12 回 (平成 29 年度)	第 13 回 (平成 30 年度)
応募総数	107 点	116 点	99 点	154 点	203 点
受賞者	小学生：２名 中学生：２名	小学生：２名 中学生：２名	小学生：２名 中学生：２名	小学生：３名 中学生：１名	小学生：３名 中学生：１名
優良賞	小学生：７名 中学生：２名	小学生：５名 中学生：４名	小学生：２名 中学生：６名	小学生：６名 中学生：２名	小学生：６名 中学生：２名

5 おすすめ図書資料の紹介　　継　続

○　小学生向けブックリスト「おはなしトレイン」の発行

・　学校支援担当司書は、児童向けブックリスト「おはなしトレイン」（小学生版）を夏休みと冬休み前の年２回発行し、児童たちに司書おすすめの本を紹介しています。

・　年間約 30 冊の本を紹介し、児童たちに様々な本との出会いのきっかけを提供していきます。

・　「おはなしトレイン」は、区立小学校で配布しています。

6 保護者・教職員向けの支援　　継　続

○　保護者向け講座

・　学校支援担当司書は、区立の小学校で保護者向けに、絵本の選び方や読書活動の重要性を伝える講座などを行い、家庭での読み聞かせを呼びかけていきます。

・　日比谷図書文化館においては、その立地特性を活かし、保護者向けに、児童との会話がはずむような本などを紹介する講座を展開していきます。
・　親子の会話を通じて本を読むことの素晴らしさや本から知識を養うことの大切さを培っていくことのできる講座を展開していきます。

○　教職員向け支援

・　学校支援担当司書は、小学校の教職員からの要請に応じて、読書活動の活性に向けた取組みの提案や、システム運営のサポートなど、充実した学校図書館運営のための支援を行います。

7　学校図書館連絡会　　継　続

○　関係機関の協力・連携の強化

・　学校支援担当司書による支援業務や学校における司書の活用について共通理解をし、学校図書館運営に関する情報を共有するため、区教育委員会と千代田図書館が連携し、「学校図書館連絡会」を設けています。
・　連絡会は、すべての区立小中学校・中等教育学校の学校図書館担当教諭と学校支援担当司書で構成し、学校図書館を取り巻く関係者の共通理解と連携をはかっていきます。

8　団体貸出　　〈再　掲〉　　継　続

○　区立図書館所蔵図書資料の団体貸出

・　区立図書館では、区立の小学校を対象に所蔵図書資料の貸出を行います。最大４週間、１申込みにつき 50 冊まで貸出可能です。
・　区立図書館では、小学校の教育活動にも対応できる図書資料を図書館の蔵書構成に反映させて収集するなど、蔵書の充実を推進します。

9　イベントを通じた読書活動　　継　続

○　イベントの開催

・　区立図書館では、本の魅力や読書の楽しさ・素晴らしさを伝え、図書館をより身近に感じられるよう、ブックトーク等の様々なイベントを開催します。
・　小学生を対象としたイベントや夏休みのワークショップなどを開催し、読書の楽しさ・素晴らしさを実感する機会を提供します。
・　イベント情報は、区立小学校・私立小学校へのチラシ配布やポスター掲示、千代田区立図書館ホームページや「広報千代田」などで広く紹介します。

10 リサイクル本の活用促進　〈再　掲〉　新　規

○ 支援先施設へのリサイクル本の提供

- 学校支援担当司書の支援先施設において、寄贈を受けたり除籍となった本をリサイクル本として、本を必要とする施設へ提供を行います。

3 中高生の読書活動

平成２９年度に全国学校図書館協議会が毎日新聞社と合同で行った調査によると、中学生で１か月に１冊も本を読まない生徒の割合は１５.３％、高校生では５５.８％でした。中高生は、子どもから大人への成長期であり、身体が著しく成長するのに心の成長が追いつかず不安定になる時期にあります。また、周囲から様々な影響を受けながら、一人の大人として確立していく時期でもあります。

このような多感な時期だからこそ、中高生の読書活動は、自分自身を見つめ、何かに感じ、何かに出会い、新たな自分を発見する絶好の手段となります。

中高生に対しては、小学生時代に育んできた読書習慣を、大人への成長の手段にしっかりと結び付けていく活動が求められます。

１ 学校支援		継　続
２ 学校ごとの取組み		継　続
３ 図書館体験		継　続
４ ちよだジュニア文学賞	＜再掲＞	継　続
５ おすすめ図書資料の紹介		継　続
６ イベントを通じた読書活動		継　続
７ 中高生専用席・中高生専用学習ルームの活用		新　規
８ 学校図書館連絡会	＜再掲＞	継　続
９ 団体貸出	＜再掲＞	継　続
10 リサイクル本の活用促進	＜再掲＞	新　規

１ 学校支援　　継　続

学校支援担当司書が区立中学校を訪問し、学校と協力・連携し、生徒の読書習慣を培うため、様々な取組みを行います。

情報リテラシー教育の一環として、図書館の利用方法や参考図書の使い方などを指導するオリエンテーションの実施や、調べ学習などへの支援を積極的に行っていきます。

場所：区立の中学校２校　　回数：週３回

○ **授業支援**

- 授業支援は、教職員・生徒と資料を結びつける取組みです。学校支援担当司書は、資料の用意、調べ学習のサポート、ブックトークなどを通じて、授業支援を実施します。
- 様々な図書資料や情報ツールを紹介し、多様な支援を実施していきます。

○ **図書館利用のオリエンテーション**

- 学校支援担当司書は、図書館の利用方法、参考図書の使い方など、生徒の学年に応じた図書館の活用方法を「図書館オリエンテーション」として指導しています。
- 「図書館オリエンテーション」を実施し、図書館の活用促進につなげていきます。

○ **情報リテラシー（情報活用能力）の育成**

- 新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどを通じて、様々な情報が溢れ、誰でも容易に情報にアクセスできる現代社会においては、子どもの頃から情報の内容をきちんと読みとり、評価し識別する能力を養うことは非常に重要です。
- 学校支援担当司書による、図書館オリエンテーションや調べ学習のサポートなどを通じて、適切な情報活用の重要性やその方法を伝えていきます。

○ **読書相談**

- 学校支援担当司書が生徒たちからの読書相談に積極的に対応していきます。

2 学校ごとの取組み　　継　続

区立中学校では、生徒の読書習慣を育成するため、学校ごとに様々な取組みを行っています。「図書館の本で宝探しクイズ」、「全校生徒ビブリオバトル」、「図書館のゆるキャラ作成」、「学校図書館の開館時間の延長」などの取組みを行っています。

今後も学校と連携を取りつつ、計画・実施していきます。

3 図書館体験　　継　続

○ **職場体験**

- 区立図書館では、授業の一環として中高生の「職場体験」を受け入れています。
- 図書館の仕事を通して社会の仕組みを学んだり、本を身近に感じられるよう積極的に中高生を受け入れていきます。

4 ちよだジュニア文学賞　　〈再　掲〉　　継　続

○ **ちよだジュニア文学賞**

- 子どもの文字離れが深刻化するなかで、区内在住・在学及び区内在住・在学・在勤者の家族・知人の小中学生を対象に、本の街・神保町のある千代田区から、小さい頃

から活字に触れてもらうきっかけづくりとして、区は平成 18 年度に「ちよだジュニア文学賞」を創設しました。

○ **応募方法**

- 中学生の応募原稿は原稿用紙 20 枚程度とし、夏休み期間中に執筆に取組めるよう、募集期間は５月頃から９月上旬までを予定しています。
- 募集要項は、毎年５月頃、区のホームページや「広報千代田」などで発表します。

5 おすすめ図書資料の紹介　　継　続

○ **中学生向けブックリスト「BOOK TRAIN」の発行**

- 学校支援担当司書は、中学生向けブックリスト「BOOK TRAIN」を夏休みと冬休み前の年２回発行し、生徒たちに様々な本との出会いのきっかけを提供していきます。
- 小学生時代に育んできた読書習慣を絶やすことなく、更なる育成へしっかりと結び付けていけるよう、中学生に読んで欲しい本を選んで、年間約１５冊の本を紹介します。紹介した本は、区立図書館で貸出可能です。
- 「BOOK TRAIN」は、区立中学校で配布しています。

6 イベントを通じた読書活動　　継　続

○ **イベントの開催**

- 区立図書館では、本の魅力や読書の楽しさ・素晴らしさを伝え、図書館をより身近に感じられるよう、書評合戦（ビブリオバトル）等の様々なイベントを開催していきます。
- 中高生を対象としたイベントやワークショップなどを開催し、読書の楽しさ・素晴らしさを実感する機会を提供していきます。
- 日比谷図書文化館では、その立地特性を活かし、新聞社・出版社・大学などの協力を得て、中高生を対象とした情報リテラシーに関するワークショップなどを開催していきます。
- イベント情報は、千代田図書館からメールマガジンを配信することで、私立の中高生を含めた区内の在学者を対象に広く情報発信しています。

7 中高生専用席、中高生専用学習ルームの活用　　新　規

千代田図書館では、利用者からのニーズに応えて、平成２９年９月に中高生専用席と中高生専用学習ルームを設置し、中高生の読書環境の充実を図りました。

○ **中高生専用席・中高生専用学習ルーム**

- 千代田区に在住・在学の中高生を対象に、学習スペースの提供にとどまらず、中高生向け図書の展示などを行い、図書資料に触れる環境として整備・充実させます。

8 学校図書館連絡会 〈再 掲〉 継 続

○ **関係機関の協力・連携の強化**

- 学校支援担当司書による支援業務や学校における司書の活用について共通理解をし、学校図書館運営に関する情報を共有するため、区教育委員会と千代田図書館が連携し、「学校図書館連絡会」を設けています。
- 連絡会は、すべての区立小中学校の学校図書館担当教諭と学校支援担当司書で構成し、会議を開催します。

9 団体貸出 〈再 掲〉 継 続

○ **区立図書館所蔵図書資料の団体貸出**

- 区立図書館では、区立の中学校を対象に所蔵図書資料の貸出を行います。最大４週間、１申し込みにつき 50 冊まで貸出可能です。
- 区立図書館では、中学校の教育活動にも対応できる図書資料を図書館の蔵書構成に反映させて収集するなど、蔵書の充実を推進します。

10 リサイクル本の活用促進 〈再 掲〉 新 規

○ **支援先施設へのリサイクル本の提供**

- 学校支援担当司書の支援先施設において、寄贈を受けたり除籍となった本をリサイクル本として、本を必要とする施設へ提供を行います。

4 特別な支援を必要とする子どもの読書活動

子どもの読書活動の推進に、特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動への支援は欠くことができません。読書は子どもたちの想像力を広げ、表現力を豊かにします。

千代田区では、子どもだけでなく、さらに大人も視野に入れて、特別な支援を必要とする児童・生徒に向けて、様々な取組みを行っていきます。

1 学校での取組み	拡　充
2 読書活動への支援	継　続
3 関係団体との協力・連携	拡　充
4 団体貸出　〈再　掲〉	継　続
5 情報の提供・発信	新　規

1 学校での取組み　拡　充

○ 多様なニーズに応じた選書等の活動

特別な支援を要する子どもたちや外国語が母国語の子どもたちも対象として、学校支援担当司書を通じて、一人一人の子どもの状況に合わせた本の紹介などの読書活動の支援を行っていきます。

2 読書活動への支援　継　続

○ 区立図書館の読書支援サービス

① 読書支援サービス

区立図書館では千代田図書館を中心に、特別な支援を必要とする児童・生徒に向けて、様々な読書支援サービスに取組みます。

千代田図書館	・障害者サービス担当職員の配置 ・拡大読書器、文書読み上げ機、対面朗読室の設置 ・図書資料の郵送サービス ・大活字本、さわる絵本、点字本などの充実
日比谷図書文化館	・拡大読書器、対面朗読室の設置 ・大活字本の充実
四番町図書館	・拡大読書器の設置 ・大活字本、さわる絵本、外国語の絵本などの充実

② 千代田Web図書館の活用

- 千代田 Web 図書館は、約7,000 タイトルのうち絵本など児童関連図書を約 100 タイトル有しています。パソコンやスマートフォンの画面上で読めるのみならず、文字の拡大や読み上げ機能を使った音声での利用も可能となっています。
- 英語の朗読機能がある絵本を収集し、幼児期における英語学習への活用を推進していくなど電子図書の特徴を活かしたコンテンツも積極的に導入していくことで児童向けコンテンツの充実化をはかっていきます。

③ バリアフリー図書や外国語図書の導入

- デイジー図書とは、デイジー（DAISY/Digital Accessible Information System）というデジタル録音図書の国際標準規格に沿って作られた図書です。音訳図書として、従来の録音テープに比べ、１冊の図書が１枚のＣＤ－ＲＯＭに収まり、音質の劣化もなく、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することが可能です。
- 区立図書館では、デイジー図書と専用プレーヤー（デイジープレーヤー）の貸出も行っています。
- 外国語が母国語の子どもたちや帰国児童生徒などのため、ニーズに応じた外国語図書の収集を検討していきます。

3 関係団体との協力・連携　拡　充

○ 各種団体との協力・連携

福祉ボランティア、区内の福祉施設等をはじめ、障害のある子どもに関わる施設や教育機関との連携をはかりながら、障害の特性や発達段階に応じたニーズや支援の在り方を情報収集し、活動に繋げていきます。

4 団体貸出　〈再　掲〉　継　続

○ 区立図書館所蔵図書資料の団体貸出

特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動を支援するため、福祉団体などへ団体貸出を行います。最大４週間、30 冊まで貸出します。

※団体登録には登録用件があります。

5 情報の提供・発信　新　規

○ 特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者の方に対する情報発信や広報

- 区立図書館のホームページ等を通じて特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者の方に対する情報発信や広報に努め、図書館が提供する障害者向けサービスの利用を促進していきます。

5 私立学校との連携

千代田区には多くの私立学校があり、その数は区立学校を上回ります。第２次計画の検証結果や私立学校へのアンケート調査を踏まえ、第３次計画では、私立学校との協力・連携を積極的に進めていきます。

１ 私立学校への情報の提供・発信	拡　充
２ 私立学校との協力・連携	継　続

１ 私立学校への情報の提供･発信　拡　充

○ 情報発信の拡大

- 各校にはブックリストやイベント案内などの情報を配信していますが、さらに、学校図書館での具体的な取組み事例なども紹介し、情報共有に活用していきます。

２ 私立学校との協力･連携　継　続

○ 協力･連携

- 私立学校からは、区や区立図書館と協力・連携した活動を希望する声があることから、メールマガジンを通じた情報発信、イベントへの参加や展示への協力などの連携を行っていきます。
- 私立学校の児童・生徒が活動できる機会の実現を目指し、学校との協力・連携をより一層進めていきます。

2 読書環境の整備・充実

6 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、子どもたちの言語能力だけでなく、情報活用能力形成において重要な役割を担っています。多くの情報が行き交う今日、情報リテラシーが求められ、その役割は一層大きくなっています。区立学校図書館では、図書資料の充実など、子どもの良好な読書環境の整備・充実に努めていきます。

1 図書資料の充実	拡　充
2 読書環境の整備	継　続
3 蔵書管理システムの活用	継　続
4 授業での学校図書館活用の促進	新　規

1 図書資料の充実　拡　充

○ 図書資料の充実に向けた取組み

- 限りあるスペースの中で、円滑な蔵書更新を行っていくために、廃棄にも注力する必要があります。蔵書構成の整備として、利用状況等を考慮しながら廃棄を行うとともに、調べ学習等への支援・対応を行っていくため、１～８類をより充実させていきます。
- 新聞記事を使った学習など学校における新聞の活用が図れるよう、各校への新聞の配備を充実させていきます。

2 読書環境の整備　継　続

○ 利用を促進する環境づくり

- 子どもたちの読書意欲を喚起するには、読書環境の整備も重要です。本を選びやすい並べ方やレイアウト、本の展示や飾り付け、掲示物など、工夫された居心地の良い読書環境を整えることが学校図書館の利用に結びつきます。

・　区立小中学校では、教職員を中心に学校支援担当司書や保護者ボランティアの支援を得て、わかりやすい書架の案内表示や明るい雰囲気づくりのための飾り付けなど、学校図書館に関わる「人」が協力して、子どもたちの利用を促進する読書環境づくりを行っていきます。

3 蔵書管理システムの活用　　継　続

○ 学校図書館の蔵書管理システムの活用

・　蔵書管理システムを活用し、蔵書点検を行うほか新しい図書資料の購入や廃棄を行い、教育活動に必要な蔵書の充実をはかっていきます。

4 授業での学校図書館活用の促進　　新　規

○ 学校図書館活用の支援

・　学校図書館の活用の推進を図るため読書活動時間の確保に努め、教職員と学校支援担当司書が連携をとって、調べ学習をはじめとする授業計画に応じた支援を実施していきます。

7 区立図書館の充実

区立図書館は、平成 19 年５月の千代田図書館リニューアルオープンに伴い、指定管理者制度を導入し、区民をはじめ多くの利用者の方々に、民間の活力やノウハウを活用した質の高い多彩なサービスの提供を目指しています。

区立図書館相互が連携し、さらなる充実をはかっていきます。

１ 図書資料の充実	継　続
２ 子どもの読書活動支援	継　続

１ 図書資料の充実　継　続

○ 蔵書の充実に向けた取組み

- 千代田図書館では、児童向け資料だけでなく、児童を取り巻く大人向けの育児関係資料や、中高生向けの学習や職業選択に役立つ資料の充実に努めていきます。
- 日比谷図書文化館では、日比谷、霞が関、有楽町などに近い地域特性を重視し、官庁街、オフィス街のビジネスパーソンの学びの場として、「ビジネス情報」「アート情報」、「地域情報」を中心に蔵書の充実に努めていきます。
- 四番町図書館では、千代田区の児童サービスの拠点として児童向け資料の充実をはかります。
- 昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館では、併設された小学校の学校図書館の蔵書構築も視野に入れた蔵書の充実をはかっていきます。
- 千代田 Web 図書館では、実用書や小説、絵本など幅広いジャンルのコンテンツを提供しています。今後は、英語の朗読機能がある絵本を収集し、幼児期における英語学習への活用を推進していくなど、電子図書の特徴を活かしたコンテンツも積極的に導入していくことで、児童向けコンテンツの充実化をはかっていきます。

２ 子どもの読書活動支援　継　続

○ 司書によるアドバイス・サポート

- 夏休みには、自由研究や読書感想文のサポートをします。自由研究では調べ方のコツやヒントを教え、一緒に資料探しをします。読書感想文では本探しから書き方のアドバイスを行います。
- 子どもだけではなく、子どもを取り巻く大人からの読書相談も受けることで、家庭での読書活動のバックアップを行います。

3 広報・啓発活動

8 広報・啓発活動

学校や、区立図書館を中心に、様々な取組みを通じて、本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさを伝えるためには、広報・啓発活動が必要です。

また、子どもの読書離れの原因のひとつに大人の読書離れが指摘されています。子どもの読書習慣は、日常生活を通じて育まれるものです。そのため、身近な大人の読書をする姿を見ることが少なくなったことが、子どもの読書活動に大きな影響を与えていると考えられます。

千代田区では、子どもに身近な大人だけでなく、すべての大人の読書活動の推進に向けても広報・啓発活動を進めていきます。

1 子ども読書調査	継　続
2 イベント・セミナーなどの開催	継　続
3 読書活動に関する情報発信	拡　充
4 ちよだ文学賞	継　続

1 子ども読書調査　継　続

○「千代田区子ども読書調査」の実施

・　千代田図書館内に設置された読書振興センターでは、毎年、区立小学校・中学校に通う子どもの読書の状況や変化を把握し、今後の読書活動推進に関する施策に活用することを目的として、「千代田区子ども読書調査」を実施しています。調査で把握した読書状況の結果を「こどもの読書週間」にあわせて公表し、読書に対する子どもたちとそれを取りまく大人たちの関心を高め、読書のきっかけづくりを進めていきます。

2 イベント・セミナーなどの開催　継　続

○ イベント・セミナーの開催

・　区立図書館では、子どもから大人までを対象に本の魅力や読書の楽しさ・素晴らし

さを伝え、図書館をより身近に感じてもらえるよう、様々なイベントを開催していきます。

- 日比谷図書文化館では、立地特性を活かし、保護者や読書活動に携わる方のための様々な講座を開催していきます。
- 学校支援担当司書は、保護者や教職員向けに様々な講座や講習会を開催し、子どもの読書活動の意義を伝え、家庭や学校における読書活動を支援していきます。

3 読書活動に関する情報発信　拡　充

○ 学校図書館での具体的な取組み事例の紹介

- 私立学校へ配信しているメールマガジンや「学校図書館連絡会」などを通じて、学校図書館での具体的な取組み事例など紹介し、情報共有に活用していきます。

○ ブックリストの発行

- 学校支援担当司書は、乳幼児・小学生向けブックリスト「おはなしトレイン」や、中学生向けブックリスト「BOOK TRAIN」を夏休みと冬休み前の年２回発行して、子どもたちに様々な本との出会いのきっかけを提供していきます。

○ SDI(Selective Dissemination of Information)サービス

- SDI サービスは、欲しい情報を登録しておくと、その情報を自動的に検索して提供するサービスです。
  区立図書館の貸出券をお持ちの方が登録すると、イベント、セミナーなどの情報をメール(「ちよぴたメール」)で配信します。

○ ソーシャルメディアの活用

- 区立図書館では、各種ソーシャルメディアを活用し、区立図書館のイベントの告知や実施レポート、区内外で行われる読書に関する取組み紹介など、子どもだけでなく、大人の読書活動に関わる様々な情報を発信していきます。

○ 広報活動

- 区立図書館では、図書館のホームページや Facebook、広報千代田、プレスリリースなどを通じて、随時、図書館の取組みやイベントに関する情報を発信していきます。また、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞などの取材にも対応し、区立図書館の様々な活動をわかりやすく発信していきます。

○ メールマガジンの配信

- 区立図書館では、区内に多数ある私立学校へ情報を提供し、児童・生徒の読書推進

に役立ててもらうことを目的に、ブックリストやイベント情報などを配信していきます。

4 ちよだ文学賞　　継　続

千代田区は、神田神保町の書店街や多くの美術館・博物館があり、文学者が数多く住んでいたところとしても知られています。また、江戸開府以来400年の長きにわたり、常に日本の政治・経済・文化の中心となってきた街です。

区のもつ文化的・歴史的な魅力をアピールするとともに、文学の担い手として新たな才能を発掘するため、平成 18 年、区では「ちよだ文学賞」を創設しました。

○ ちよだ文学賞

- 大賞をはじめ最終選考に残った作品は、「ちよだ文学賞」作品集として区役所などで販売します。
- 「ちよだ文学賞」の募集は、区のホームページ、広報千代田などでお知らせします。
- 活字離れが進む中、「ちよだ文学賞」を通じて、多くの方が活字に触れ、文字・活字の大切さを改めて考えられるようにしていきます。

4 子どもの読書活動に関わる人材の育成と活動支援

9 子どもの読書活動に関わる人材の育成と活動支援

子どもの読書活動の推進には、施設の整備だけでなく、本と子どもを結びつける「人」の育成と配置が重要です。そのため、家庭の保護者、ボランティア、教員や子どもに関わる施設の職員など、様々な立場で子どもの読書活動に関わる方々に対し、学びの場の提供や活動支援をしていきます。

1 読書活動に携わる人材の育成	継　続
2 子どもを取り巻く大人への支援	継　続
3 ボランティア活動の支援	拡　充
4 専門的人材の配置	継　続

1 読書活動に携わる人材の育成　　継　続

○ 読書活動に携わる人材の育成

- 区立図書館では、保護者や教職員、ボランティアとして活動している方などを対象にビブリオバトルをはじめとするセミナーや講演会などを開催し、家庭や学校をはじめとする様々な場所で、読書活動に携わる人材の育成に取組みます。
- 日比谷図書文化館では、保護者や読書振興に携わる方のために、イベントやセミナーを実施していきます。

2 子どもを取り巻く大人への支援　　継　続

○ 乳幼児・小学生・中学生保護者や教職員向けの講座・講演会

- 乳幼児・小学生・中学生の保護者や教職員向けに、子どもの年齢に合わせた絵本の選び方の説明や、絵本を活用した読書活動の重要性を伝える「絵本講座」や、「読み聞かせ講座」を行っていきます。

- 「親子おはなし会」など、大人にも読み聞かせを体験してもらう機会をつくり、家庭での読み聞かせを呼びかけていきます。
- 児童館でブックスタートのフォローアップとして、読み聞かせや読書相談などを実施して、幼児期の読書活動に結び付けていきます。
- 保護者や保育園・児童館・幼稚園・こども園の教職員など、子どもを取り巻く大人へ、本を通じた子どもへの働きかけを提案していきます。
- 日比谷図書文化館においては、その立地特性を活かし、保護者向けの読み聞かせ指導講座や、読み聞かせ本の選書方法などを学ぶ講座を実施し、保護者を支援していきます。

○ 教職員向け支援

学校支援担当司書は、小・中学校の教職員からの要請に応じて、読書活動の活性に向けた取組みの提案や、システム運営のサポートなど、充実した学校図書館運営のための支援を行います。

3 ボランティア活動の支援　拡　充

○ ボランティア活動の支援

- 区内には子どもを取り巻く大人たちだけでなく、子どもの読書活動の支援を希望する方々がいます。
- ボランティアのスキルアップを図るための講習会や勉強会などを開催していきます。
- 区と、区立図書館が連携して活動機会の提供に努めていきます。

4 専門的人材の配置　継　続

千代田図書館に設置された読書振興センターに、読み聞かせのスキルを備え、読書活動や図書館運営等に通じた、専門の学校支援担当司書を配置しています。

○ 学校支援担当司書の配置

教育現場を中心に、様々な場所、様々な機会を通じて子どもの読書活動の推進に努めていきます。

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

公布：平成 13 年 12 月 12 日

（目的）

第１条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第６条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第１０条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、４月２３日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第１１条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〇衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一　本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二　民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四　学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五　子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）

公布：平成 17 年7月 29 日

（目的）

第１条　この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史のなかで蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第３条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

２　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

３　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第６条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第７条　市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

４　前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第８条　国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第９条　国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第 10 条　国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第 11 条　国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

２　文字・活字文化の日は、10 月 27 日とする。

３　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第 12 条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

千代田区　地域振興部　文化振興課

教育委員会事務局　子ども部　指導課

〒102-８６８８　東京都千代田区九段南 1-2-1